

新型コロナウイルス感染症関連

国・三重県・津市の 支援策

(令和2年7月末時点の情報を基に作成)

個人・世帯向け、子育て世帯・学生向け、事業者向けに分類

※「制度・条件など」は主な内容のみを掲載しています。また、支援策によっては申請期限などが定められており、場合によっては期限が変更になることもありますので、詳細や最新情報については各問い合わせ先へご確認ください。

個人・世帯向け

制度・条件など

問い合わせ

給付(もらえる)	国	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<p>1日当たり平均賃金の80%×休業実績(日数)</p> <p>上限額 1万1,000円/日</p> <p>対象 中小企業に勤めている方で、令和2年4月1日～9月30日の間に事業主の指示を受けて休業した方(勤め先から休業手当を支給されている方を除く)</p> <p>※申請期限：休業した期間により異なる</p>		<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター ☎0120-221-276</p>
		住居確保給付金	<p>家賃実費額</p> <p>上限額 単身世帯…3万5,200円、2人世帯…4万2,000円、3～5人世帯…4万5,800円など 原則3カ月(最長9カ月)</p> <p>対象 離職・廃業から2年以内の方、休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方(収入や預貯金等の基準を満たす方)</p>		<p>津市健康福祉部 援護課 ☎229-3541</p>
	国	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	<p>1日につき、直近3カ月間の給与の平均から算定した額の2/3(上限あり)</p> <p>対象 勤め先から給与の支払いを受けており、新型コロナウイルス感染症に感染した(または発熱等の症状により感染が疑われた)場合に療養のため連続する3日間を超えて仕事を休み、その間の給与の支払いを受けられなかった方 ※申請期限：令和2年9月30日(水)</p>	 	<p>津市健康福祉部 保険医療助成課 (国民健康保険) ☎229-3160 (後期高齢者医療) ☎229-3285</p>
	県	三重県特定不妊治療費助成	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で治療を延期しても助成を受けられるよう年齢要件・申請期限・所得要件を緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢要件…①43歳になるまで助成対象→44歳になるまで助成対象 ②治療開始時に40歳未満なら43歳になるまでに通算6回助成(40歳以上は3回)→治療開始時に41歳未満なら43歳になるまでに通算6回助成 ※令和3年3月31日までに治療を開始したものに限り 対象 ①令和2年3月31日時点の妻の年齢が42歳である夫婦が、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合 ②令和2年3月31日時点の妻の年齢が39歳である夫婦が、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合 申請期限…治療終了日から61日以上経過していても令和2年9月30日(水)まで申請可 対象 令和2年2月2日～3月31日に終了した治療で、緊急事態宣言発令に伴い申請期限内に申請できなかったもの 所得要件…前年の夫婦の所得の合計額が730万円以上でも助成対象となる場合あり ※令和3年3月31日までに申請したものに限り 対象 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が急変し、夫婦の本年の所得の合計額が730万円未満となる見込み など 		<p>三重県子ども・福祉部 子育て支援課 ☎224-2248</p>